行政財産使用料徴収の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 商工労働部  　雇用推進室 | 行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に令和４年度分の年間使用料が納付されていなかった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 使用目的 | 使用許可期間 | 許可数量 | 年間使用料 | 納付日 | | 携帯電話基地局設備設置 | 令和３年４月１日から  令和６年３月31日まで | 16.86㎡ | 231,550円 | 令和４年４月５日 | | 携帯電話基地局設備設置 | 令和３年４月１日から  令和６年３月31日まで | 7.874㎡ | 108,130円 | 令和４年４月５日 | | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【行政財産使用料条例】  （納付の時期）  第４条　使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。（以下略） | | 今回の検出事項の原因は、申請内容の確認に時間を要し、納入通知書の発送が遅くなったため、許可申請者の支払手続が、納入期限に間に合わなかったことにある。  今後は、行政財産使用許可に係るチェックリストを作成し進捗管理を行うとともに、許可申請者に納入通知書の受領から納付までに要する期間を確認し、適切に事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年６月13日から同年８月25日まで）